

令和 7 年度集団指導資料

（１）八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

○ 令和 7 年度に追加された項目

- ・入居募集等に入居を希望する者に関する情報提供を行う事業者と契約を行っている場合の点検項目を追加。指針 12（6）ウ

（２）自主点検表の改正について

- ・運営指導指針の改正に伴い、該当項目の内容を修正
- ・A4 横版から A4 縦版に様式を修正

（３）令和 7 年度立入検査時の注意点について

- ・立入検査事前資料は、メール（電子データ）での提出を可とします。
- ・今年度は、令和 6 年度に義務化された 4 項目を重点的に確認する予定です。
 - ① 対象職員に対して、認知症介護基礎研修を受講させること。指針 7（2）
 - ② 業務継続計画を策定すること。指針 8（5）
 - ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回以上開催すること。指針 8（7）
 - ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を虐待発生の有無に係わらず開催すること。指針 9（4）

（４）その他

介護サービス情報報告システムを活用した、被災状況報告訓練を令和 7 年 10 月に実施する予定となっています。

当該システムにログインするには、ID・パスワードが必要となることから、各施設には、個別に ID・パスワードをお知らせします。

なお、システムへのログイン方法や操作方法は、別添資料を参考としてください。